

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第12号

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

立入調査による空き家等の管理不全な状態の判定については、第12条に規定する聖籠町管理不全な空き家等調査検討会が、別表に定める管理不全な状態にある空き家等認定基準に基づき行うものとする。

第9条第1項第1号中「聖籠町広告式条例」を「聖籠町公告式条例」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（聖籠町管理不全な空き家等調査検討会）

第12条 空き家等の管理不全な状態の判定並びにその管理不全な空き家等の周辺地域に及ぼす影響の調査及びその調査結果に基づいた総合的な対応方針等の検討を行うため、聖籠町管理不全な空き家等調査検討会を設置する。

2 聖籠町管理不全な空き家等調査検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表中「高作物等」を「工作物等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。